日本中央競馬會會報

第 73 巻　第 7 号

令和８年９月25日発行

目　　次

☆競馬会記事 ……（１）

競馬会記事

日本中央競馬会定款の一部を変更する件

日本中央競馬会定款（昭和29年９月16日設定）の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附　則

この定款の変更は、令和８年９月10日から実施する。

日本中央競馬会定款　新旧対照表

改　正　後	現　　行
第８条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　常務理事は、理事長の定める事務に関して本会を代表し、理事長及び副理事長を補佐して本会の事務を掌理し、理事長及び副理事長がともに欠けたとき又は事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事長の職務を代行する。 ４～６　〔略〕	**第８条**　〔略〕 ２　〔略〕 ３　常務理事は、理事長の定める事務に関し、本会を代表し、理事長及び副理事長を補佐して本会の事務を掌理し、理事長及び副理事長がともに欠けたとき又は事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事長の職務を代行する。 ４～６　〔略〕
第18条　〔略〕 ２～４　〔略〕 ５　本会は、第１項及び第２項に掲げる業務並びに前項に規定する業務のほか、これらの業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、農林水産大臣の認可を受けて、本会が保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸する業務を行うことができる。	**第18条**　〔略〕 ２～４　〔略〕 〔新設〕
第18条の３　理事長は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、規則第２条の９第１項に規定する者の意見を聴かなければならない。 ⑴・⑵　〔略〕 ⑶　前２号に掲げる処分その他本会が行う処分についての審査請求に対する裁決	**第18条の３**　理事長は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、規則第２条の８第１項に規定する者の意見を聴かなければならない。 ⑴・⑵　〔略〕 ⑶　前２号に掲げる処分その他本会が行う処分についての異議申立てに対する決定
第22条　本会の業務上の余裕金を、次に掲げる方法以外の方法によつて運用しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けるものとする。 ⑴　〔略〕 ⑵　国債、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。）、放送債券又は農林債の債券の保有	**第22条**　本会の業務上の余裕金を、左に掲げる方法以外の方法によつて運用しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けるものとする。 ⑴　〔略〕 ⑵　国債、地方債証券、鉄道債券、電信電話債券、放送債券又は農林債券の保有
第25条　本会は、次条第３項に規定する剰余の額から同項の規定により特別振興資金に充てる金額を控除してなお残額があるときは、その残額を	**第25条**　本会は、第23条の規定による納付及び前条第１項の規定による積立をしてなお剰余があるときは、すべてこれを特別積立金として積み立

特別積立金として積み立てるものとする。	てるものとする。
第25条の２　〔略〕	**第25条の２**　〔略〕
２　〔略〕	２　〔略〕
３　本会は、第23条の規定による納付及び第24条第１項の規定による積立てをしてなお剰余があるときは、その剰余の額のうち全部又は一部を特別振興資金に充てるものとする。この場合において、特別振興資金に充てる金額は、第19条の認可を受けた事業計画を踏まえて第27条の承認を受けた貸借対照表に記載した金額とする。	３　本会は、前条の剰余があるときは、同条の規定にかかわらず、その剰余の額に法第29条の２第３項の規定に基づき事業年度ごとに政令で定める割合を乗じて得た額を、特別振興資金に充てるものとする。
４・５　〔略〕	４・５　〔略〕

令和８年日本中央競馬会規約第１号

日本中央競馬会競馬施行規約の一部を改正する規約

日本中央競馬会競馬施行規約（平成19年規約第２号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この規約は、令和８年９月10日から施行する。

日本中央競馬会競馬施行規約　新旧対照表

改　正　後	現　　行
第５条　規則第13条第２項の競馬会の規約で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類とする。 ⑴〔略〕 ⑵　法人 イ　〔略〕 ロ　申請者の登記事項証明書及びその者の事業の概要を記載した書類 ハ～ヘ　〔略〕 ⑶〔略〕 ２　〔略〕	**第５条**　規則第13条第２項の競馬会の規約で定める書類は、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類とする。 ⑴〔略〕 ⑵　法人 イ　〔略〕 ロ　申請者の登記簿謄本及びその者の事業の概要を記載した書類 ハ～ヘ　〔略〕 ⑶〔略〕 ２　〔略〕
第64条　〔略〕 ２　〔略〕 ３　第55条の規定に該当する馬主その他の施行規程で定める事由により賞金等を返還しなければならない馬主が、理事長が指定する期日までにこれらを返還しないときは、当該期日の翌日からその返還がある日までの間、その者の所有する馬（共有馬を含み、その者が組合である場合には、組合財産である馬。次項において同じ。）の出走を停止する。 ４　〔略〕	**第64条**　〔略〕 ２　〔略〕 ３　第55条の規定に該当する馬主その他の施行規程で定める事由により賞金等を返還しなければならない馬主が、理事長が指定する期日までにこれらを返還しないときは、当該期日の翌日からその返還がある日までの間、その者の所有する馬（共有馬を含み、その者が組合である場合には、組合財産である馬。次条において同じ。）の出走を停止する。 ４　〔略〕
第80条　理事長は、次に掲げる処分を行おうとする場合には、あらかじめ、日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号）第２条の９に規定する者（以下「公正審査委員」という。）の意見を聴くものとする。 ⑴～⑶〔略〕 ２　〔略〕	**第80条**　理事長は、次に掲げる処分を行おうとする場合には、あらかじめ、日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号）第２条の８に規定する者（以下「公正審査委員」という。）の意見を聴くものとする。 ⑴～⑶〔略〕 ２　〔略〕

令和８年日本中央競馬会理事長達第29号

日本中央競馬会競馬施行規程の一部を改正する通達

日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附　則

この通達は、令和８年９月10日から施行する。

日本中央競馬会競馬施行規程　新旧対照表

改　正　後	現　　行
第５条　〔略〕 ２　法人が、馬主登録を受けようとするときは、前条第２項第１号から第３号までに掲げる事項を記載した申請書に、次に掲げる書類を添え、これを理事長に提出しなければならない。 ⑴　〔略〕 ⑵　申請者の登記事項証明書及びその者の事業の概要を記載した書類 ⑶～⑹　〔略〕 ３～５　〔略〕	**第５条**　〔略〕 ２　法人が、馬主登録を受けようとするときは、前条第２項第１号から第３号までに掲げる事項を記載した申請書に、次に掲げる書類を添え、これを理事長に提出しなければならない。 ⑴　〔略〕 ⑵　申請者の登記簿謄本及びその者の事業の概要を記載した書類 ⑶～⑹　〔略〕 ３～５　〔略〕
第190条　理事長は、次に掲げる処分を行おうとする場合は、あらかじめ、日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号）第２条の９に規定する者（以下「公正審査委員」という。）の意見を聴くものとする。 ⑴～⑷　〔略〕 ２～７　〔略〕	**第190条**　理事長は、次に掲げる処分を行おうとする場合は、あらかじめ、日本中央競馬会法施行規則（昭和29年農林省令第56号）第２条の８に規定する者（以下「公正審査委員」という。）の意見を聴くものとする。 ⑴～⑷　〔略〕 ２～７　〔略〕

日本中央競馬会会報（第73巻第７号）　　令和８年９月25日発行
編集兼発行人　吉田正義　発行所　日本中央競馬会（東京都港区西新橋1の1の1）